

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和5年12月8日(月)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第110号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

議案第111号 三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第112号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第113号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第114号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第115号 三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例(案)

議案第119号 財産の無償譲渡及び無償貸付について

議案第120号 工事請負契約の締結について

議案第121号 工事請負契約の締結について

所管事務調査 障害児に対する一時的ストーマ用装具の支援について

4 出席委員 保実治, 藤岡一弘, 杉原利明, 黒木靖治, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎

5 欠席委員 大森俊和

6 説明のため出席した職員

【市民部】上谷市民部長, 藤田課税課長, 茶木市民課長, 奥野市民税係長, 長谷川保険年金係長, 貞末資産税係長

【福祉保健部】立花福祉保健部長, 坂田高齢者福祉課長, 山口高齢者福祉係長, 竹田介護保険係長

【子育て支援部】松長子育て支援部長, 柳子育て支援課長, 小林保育係長

【教育委員会】宮脇教育次長, 山西文化と学びの課長, 中村学校教育課長, 阿部教育総務係長, 向井学校教育課係長, 今井学校教育課付係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さんおはようございます。ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。定足数に達しておりますので、委員会は成立をしております。

この際ご報告いたします。本日の委員会に、大森委員から一身上の都合により欠席したい旨届け出がありましたのでご報告いたします。

本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会、令和5年12月定例会のフォルダーにございます審査順の通り行いたいと思います。議案9件についてそれぞれ執行部から説明を受け、質疑を行った後、討論採決を行います。その後、障害児に対する一時的ストーマ

用装具の支援について、所管事務調査を行いたいと思います。

以上の日程で進めたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですのでこの日程で進めさせていただきます。委員の皆様、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは初めに、連合審査会の会社についてご協議をお願いをしたいと思います。議案第117号指定管理者の指定については、総務常任委員会に付託されておりますが、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の所管事項に関連するものであり、12月12日火曜日、午前10時から連合審査を開催したい旨、総務常任委員長から申し入れがありました。本件につきましては、議会運営委員会でも確認された事項であります。お諮りいたします。議案第117号について、連合審査の開会に同意することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 異議なしと認め、同意することに決定しましたので同意書を提出させていただきます。

それでは、審査に入りたいと思います。議案第110号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。提案理由の説明をお願いいたします。はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 改めまして、委員の皆さんおはようございます。市民課、課税課が所管をいたします。議案第110号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についてご説明をいたします。説明は提出させていただいております。資料に沿って説明をさせていただきます。最初に、本条例の改正理由について説明します。本改正案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が、公布されたことに伴い、関係条例であります三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。施行期日は令和6年1月1日となります。次に、提案内容の要旨について説明します。

まず、制度創設の背景について説明をいたします。本制度、国民健康保険被保険者の産前産後期間の保険税減額措置は、出産時の保険税負担をめぐり、厚生年金、健康保険や国民年金には、すでに免除制度があることを踏まえ国民健康保険も同様の配慮を求める附帯決議が、国会において採択されたことを踏まえて創設された減額措置制度となります。

次に、制度の要旨について説明をいたします。出産被保険者の出産の予定日の属する月の前日から、出産予定月の翌々月までの4ヶ月間、多胎妊娠の場合は、出産予定日の3ヶ月前からとして6ヶ月間にかかる保険税の所得割額及び均等割額を申請により減額するものです。この期間は、出産被保険者が稼働活動に従事できない期間として設定されているものです。対象者は令和5年11月1日以降に出産予定の被保険者となります。イメージ図として、提出資料の4、参考(1)の①に記載をしておりますので参考としてください。

続いて、各条文の要旨について説明をいたします。第23条第3項、国民健康保険税の減額でございます。第1号、医療保険分、第3号、後期高齢者支援金分、第4号、介護保険部分は所得割額の減額について規定するものです。所得割額を12月で除して単体、多胎の区分に応じて、それぞれ4ヶ

月、6ヶ月を乗じた額を減額する内容となっております。第23条第3項第2号、医療保険分、第4号、後期高齢者支援金分、第6号、介護保険分は均等割額の減額について規定するものです。所得割額と同様の内容となっております。参考として、提出資料の改正の要旨欄に7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なしの世帯区分に応じた令和5年度均等割額で、算定した軽減金額を記載しておりますので参考としてください。第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例は対応いたします国民健康保険税条例、いわゆる準則でございますけれども、その書きぶりに合わせて追加をするものです。第24条の3、出産被保険者に係る届け出、第1項は届け出書の記載事項について規定するものです。納税義務者氏名、出産保険者氏名、出産予定日等となります。第24条の3第2項は、届出書への添付書類について規定をするものです。出産予定日を明らかとする書類等となります。第24条の3第3項は、届出書の提出は、出産予定日の6ヶ月前から行うことができる旨を規定をしております。第24条の3第4項は、出産被保険者であることが明らかな場合、届出書の提出を省略させることができる規定を設けています。本項の規定により、届出がない場合でも、出産した事実を確認した場合には、職権により軽減措置を行うことができることとなります。最後に、条例改正に伴う国保世帯への影響と財政への影響申請から減額決定までの事務フロー等を、提出資料の3、4にそれぞれ記載をしておりますので参考としてください。

以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきご可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 それでは質疑をお願いいたします。はい、杉原委員。

○杉原委員 国保の方にとって初めてのケースということで、この届出に係るスキームというか、母子手帳もらわれてからの市の対応として、制度の通知とか届出漏れがないようにするような仕組みを教えていただければと思います。それから、財政の負担として、市が四分の1の負担というのが発生してくるということなんですけれども、市の負担分に対しては、何らか地方税措置の算定とかの中に入ったりますんですか、それとも、完全持ち出しで市が負担するのですか。

○保実委員長 はい、藤田課税課長。

○藤田課税課長 まず、スキームのことでございますけれども事務フローのところですが、母子手帳を取りにこられた段階では、まだ、課税の部分にも、保険年金の部分にも、それぞれ出産される予定だという情報はありませんですが、この本会議でご可決いただいた後に、SNSや広報等で周知をさせていただくということ、それから、健康推進課と連携してですね窓口チラシ等を置かしていただいて、母子手帳交付時に情報提供していただいて、6ヶ月以上前であればですね窓口にお越しただいて事前に申請を受け付けるということが出来ます。

その次に、出生届が市民課に出ますので私どもと連携をして軽減制度の申請も一緒に受けていただいて、準備をさせていただくというのが、一番早く対応できるのではないかなと思っております。最終的には、保険年金係の方で出産一時金という制度を支給していますので、この条件が今回の条件と一致しておりますので、出産一時金の支給決定した後に確定した方々をつき合わせて漏れないように対応して、いきたいと思っております。その場合に、もし申請が出ていなければ職権で対応するということとなります。

それから、市の持ち出し分のことについてでございますけども、これは市の負担分は一般財源で
ございます。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他に、月橋委員

○月橋委員 はい、対象が令和5年11月1日以降ということなんですけど、もう出産された方もいらっ
しゃるんですが、その方々にはどのようにされるのかお伺いします。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 ご可決をいただいた後に、その対象者の方へ勸奨させていただきます。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 基本的には出産された方が漏れなく、申請をしていただけるということですか。申請
されてない方には、通知、連絡がされるのか。

○保実委員長 はい、藤田課税課長。

○藤田課税課長 申請が基本でございますけれども、先ほどのように最終的に申請が出なかった場
合でも、出産一時金の対象者と突き合わせて漏れのないようにしたいと思っております。よろしい
ですか。

○保実委員長 はい、他に。はい、藤岡副委員長。

○藤岡副委員長 先ほど、藤田課長が言われた職権による手続きをするというところで、関連質問
なんですけれども、第24条の3の第4項で、出産被保険者であることが明らかな場合の届出は省略で
きるという規定についてなんですけど、届けがない場合でも、出産した事実を把握した場合には、職
権により軽減措置を行うことができる旨を規定するということなんですけれども、2点ほど質問さ
せていただきます。

まず、1点目がこの届出がない場合でも、出産した事実を把握した場合、具体的にどういったこ
とを想定して届出がないようなことを想定されているのか。つまり、単純に忘れていたとか。そう
いったことなのかと思ひまして、それが1点目の質問です。

2点目は、職権により軽減措置を行うことができるということなんですけれども、これも予想の
範囲ではあるんですけれども、例えば、人的ミスで職権による手続きができていなかったというこ
とも想定できますが、そういった場合は職員から、届出は出してくださいと促すこともできると思
うのですが、そこについて、どのようにお考えかという点で、質問させていただければと思ひま
す。

○保実委員長 はい、藤田課税課長。

○藤田課税課長 申請が出ないケースということでございますが、これは福祉関連だとすべて申請
制というところが基本だと思いますが、その制度自体を知らなかったとかです。忘れられていたとか、
産後の状況がよくなって、逸してしまったとかです。別にご本人でなくてもご家族の方、世帯主
が申請をしていただければよろしいと思ひますけれども、もし、周知できてないことがあって申請
が出なかったということは、ケースとしては考えられると思ひます。

それから、2点目につきましては、職権できるのは、最終的な手段と思ひておりまして先ほど言
いました出産一時金というのは、本人が申請して病院に費用を払うということで、こちらの事務方と

国民健康保険連合会の方とのやりとりで決まりますので、それが人的ミスということが発生した場合ということでしょうか。

○保実委員長 はい、藤岡副委員長

○藤岡副委員長 人的ミスというかこの職権っていうのは、いわゆる先ほど藤田課長が言われた最終手段だと思うんですよ。そこで、届出でしたら書類として残るじゃないですか、それが残る形でこの職権というものは使われるのか、いわゆる手続きしときますねというような口約束のような形で、手続きが進まれるのか、そこがわからなかったのもので、利用者の方と、私側で齟齬が発生しないような、そういう対応っていうのが、この最終手段の職権を使うというところに何か想定をされているのかという意味で質問させていただきました。

○保実委員長 はい、藤田課税課長。

○藤田課税課長 そういった場合には、当然、市民課の情報を基に職権ですという内部起案をして、ご本人に通知でこういうことで、減額をしますと決定通知をどんな場合でも出しますので、その決定通知とともに説明書なりを同封して通知をさしていただくという形になるかと思えます。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 先ほど説明させていただいた、例えば、7割軽減とか5割軽減、2割軽減については職権なんですね。かつて、2割軽減というのは申請主義でした。今はそれらすべてが職権になっております。この産前産後については、この行政間の中で部署部署で、さっき課長が説明しましたように、確認できるものでございますので、例えば、申請がなくても、その事実が確認できるもの、こういったものについては、いずれは職権扱いになってくるのかなというふうには思います。ただ、災害減免とか、我々が把握できないものについて事実確認をしようと思えばどうしても申請をしていただかないと、その事実確認ができないということになります。スタート段階なので、まずは申請主義からということになるかと思えます。さっきほど言いましたように、最終手段としては、職権で漏れがない対応を取れるような措置だろうというふうには思います。

○保実委員長 はい、他に。ないようでしたら、以上で議案第110号の審査を終わりたいと思います。

市民部の皆さんありがとうございました。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(市民部退出、福祉保健部入室)

○保実委員長 議案第111号三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）及び議案第119号財産の無償譲渡及び無償貸付についての2議案については関連がありますので、一括で審査を行います。提案理由の説明をお願いします。はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 福祉保健部から議案第111号三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）、議案第119号財産の無償譲渡及び無償貸付について関連したものでございますので、一括してご説明申し上げます。両議案の説明の前に、まずは概要からご説明をいたします。

グループホームかわちとかわち小規模多機能施設は、棟続きの併設施設であります。かわち小規模多機能施設には、地域住民も利用できるトレーニング室も備えております。本市では、三次市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、グループホームかわち並びにかわち小規模多機能施設については、譲渡する方針になっております。令和5年9月で、当該施設の起債、これは過疎対策事業債でございますが、この起債の償還が完了したことから、施設を普通財産に変更し、施設は譲渡、土地は貸付、いずれも無償で行うものでございます。譲渡貸付の相手方は、現在の指定管理者である一般社団法人NSライフであります。概要につきましては以上でございます。

それでは、議案第111号三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。本議案は、後ほど、議案第119号にてご説明いたします市有財産であるグループホームかわち、かわち小規模多機能施設の建物を、現在の指定管理者へ無償譲渡することに伴い、その建物を普通財産に変更するため、関係条例である三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。その内容は、両条例の第2条の表から、グループホームかわち及びかわち小規模多機能施設の名称及び位置を削るとともに、グループホームの定員に関する三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例第5条の文言を改め、三次市小規模多機能施設設置及び管理条例、第6条、第7条及び別表10条関係にある健康トレーニング機器の利用に関する文言を削除及び改めようとするものであります。その他資料として、位置図、平面図をつけておりますのでご確認ください。

次に議案第119号財産の無償譲渡及び無償貸付についてご説明いたします。

本議案は、市有財産であるグループホームかわち、かわち小規模多機能施設の建物を指定管理者である一般社団法人NSライフに、無償譲渡すること及びその敷地を同法人に無償貸し付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。無償譲渡財産につきましては、下川立町488番地に所在する木造瓦葺き平屋建、床面積976.3㎡のグループホームかわち、かわち小規模多機能施設の建物でございます。

次に、無償貸付財産につきましては、土地面積4,556.1平方メートルのグループホームかわち、かわち小規模多機能施設の敷地でございます。譲渡貸付の目的につきましては、より質の高いサービスの継続的な提供と安定的な施設の運営管理を図るためであります。相手方につきましては、現在、指定管理者として同施設の管理運営等を行っていただいている一般社団法人NSライフであります。建物の無償譲渡日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

次に、土地の無償貸し付けの期間につきましては、無償譲渡日から、20年経過後の令和26年3月31日又は、認知症対応型共同生活介護事業及び、介護予防認知症対応型共同生活介護事業並びに、小規模多機能型居宅介護事業及び、介護予防小規模多機能型居宅介護事業を終了する日のいずれか早い日としております。最後に、建物の譲渡に伴う修繕は、行わないこととしております。

以上、ご説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい、では質疑をお願いします。はい、月橋委員。

○月橋委員 1点お伺いします。無償譲渡にされる際、修繕を行わないと言われたんですが、修繕

して欲しいという箇所があるということをお伺いしてるんですけども、やはり、今、修繕して欲しいというところは修繕すべきじゃないのかなというふうに思います。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 はい、先ほど修繕の話がありましたけども、この建物は無償譲渡いたしますので、譲渡する建物等は現状のままで引き渡す予定にしております。よって、修繕は基本的には実施しない方向なんですけど、利用者に支障をきたす修繕が生じた場合は、実施する予定にしております。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 私が聞いているのは、温度感知センサー、火災の発生時に作動するセンサーに不具合が出てるっていうことを聞いているんですけど、そういうところは、すぐに直すべきだと思います。そこに、金額がかかるからという問題ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○保実委員長 はい、山口高齢者福祉係長。

○山口高齢者福祉係長 はい、失礼いたします。全面的な改修というのは、無償譲渡ということで行わないんですけれども、当面の支障が出る場所については、改修をさせていただいております。今年度も直した部分が消防設備でありますので、今、仰っていただいた部分は、応急処置として完了してると思います。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 まだ、時間がありますので、しっかりと先方と話し合いをしていただいて、お互いに気持ちよく譲渡できるような形にさせていただきたいと思います。よろしくお祈りします。

○保実委員長 はい、他に。はい、山田委員。

○山田委員 議案第111号の改正のところの第2条、三次小規模多機能施設設置及び管理条例の改正のところなんですけれども、譲渡されるんで、運営の方はお任せという形になると思うんですけど、今まで利用時間とか、もしくは、トレーニング機器を高齢者、障害者等は無料にすると定めてたと思うんですけども、お任せという形になると思いますので、今、利用者の方もですね同じように使えたほうがいいと思うんですけども、譲渡するにあたって、今後、同じように使えるように利用できるのかというところの話が、もしあったら今後どういうふうになるか教えていただければと思います。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 はい、譲渡後の居住費やトレーニングルームの利用料、利用条件につきましては、3年間は今まで通りやっていただくように条件として付しております。ただ、居住費等につきましては、物価高騰が生じておりますので、物価高騰を理由とした場合の変更は、利用者によく協議した上で、変更はさせていただいてもいいことにしております。

○保実委員長 はい、掛田委員。

○掛田委員 冒頭にですね、なぜ、今回、公設民営から民設民営になったかという説明があったので、そこは理解させていただきました。本来、無償譲渡であるとか無償貸し付けをするということになるわけですから、やり方を変えるということで、一旦ここは仕切りなおしてということもいる

んではなかったのかなと思うんですね。そういった状況の中で実績があるということでNSライフさんになったというふうに私は理解してるんですけど。テクニカル的な話として、市の財産を無償譲渡無償貸し付けするんだったら公募してやっていくというのも一つ選択肢にあったのかなと思いますけど、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○保実委員長 はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 本件につきましては、現在、指定管理で運営されているNSライフさん、非常に地元とも密着した関係で、利用者にとっても利用しやすい、本当に地元が頼りにしているといえますか、そういった指定管理者でございます。そこは、あえて、公募ということも考えられないわけでもないんですけども、そういったところを継続して、地域で支え合う施設をですね、これからも継続して運営していただくという意味合いもございまして、こういう形をとらせていただいたというのが一番大きなところでございます。

○保実委員長 はい、掛田委員

○掛田委員 確認の意味では、二つ目の質問するんですけど、非常に評価されてるということはよくわかりました。本市の思い描いているその行政目的通りで今後も経営あるいは、運営をやっていかれるという、そういう見込みがあるということによろしいですかね。

○保実委員長 はい、立花部長。

○立花福祉保健部長 事業内容につきましても、契約の中でも現在の事業を続けてやっていただくというところは一つ条件にしております。それと議論されたように、これまで通り運営方法については、やっていただくというところは一つ大きな条件と考えております。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 さっき、山田委員が聞いたところに関わってくるところですけど、議案第111号の新旧対照表配っていただいている中で、健康トレーニング機器の利用に関するところ、それから、利用料金等のところで、サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき算定して得た額の1割の額となっていた表記を、算定して得た費用の額に相当する額という、ふわっととした1割負担という介護保険法的な数値を表さずにしたのは、さっき言った物価高とかで自由度を向こうに付与してますよっていう意味合いとかをここに、算定していた費用の額に相当する額っていう書きぶりの、どうしてこういう表記にされたのかの説明を願います。それから、トレーニング機器とか3年ぐらいは、やってくれということで今回もう落としてありますけど実際、この利用者以外の方でこの100円払って利用したりする人がおられたんですか。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 トレーニングルームにつきましては、1日平均、約2名の方が利用されておるとお聞きしております。1日で多い日でも、3名程度利用されているということでございます。

○保実委員長 はい、竹田介護保険係長。

○竹田介護保険係長 失礼します。先ほどありました別表の利用料金等の表記を一部変更した部分について、お答えしたいと思います。先ほど課長の方が申しました物価高に対しての高騰部分につ

いての変更というものについては、利用料金等の居住費のにあたる部分ですので、それについては、この度変更しているというわけではありません。今回変更させていただいた部分は介護費用の部分でございます。介護費用の部分の表記をこれまで三次市の方は、1割というような表記をさせていただいてたんですけど、本条例の第十条の条文では、まず別表について利用料金の額を定めるとしておりましたが、別表の中では利用者の負担分を表現するような1割負担という、利用者の負担分を表現する記載となっておりますので、この度、今回の指定管理の変更とは、少し異なるんですけども利用料金の額を表現する表記に改めまして、また、他にも三次市には老人デイサービスセンターや認知症の高齢者のグループホームの設置管理条例もございますので、そちらの条例の方の表記と同様の表現とするように整理させていただいたところでございます。

○杉原委員 わかりました。ありがとうございます。

○保実委員長 他にありませんか。はい、

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第111号及び議案第119号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さんありがとうございました。説明委員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(福祉保健部退室、子育て支援部入室)

○保実委員長 次に、議案第112号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。はい、松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第112号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について、事前に配布しております説明資料に沿ってご説明申し上げます。今回の提案理由は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容に入ります前に、本条例について少しご説明いたします。本基準条例は、市の認可事業として、家庭的保育事業等が満たすべき設備及び運営に関する基準を国の基準を踏まえて定めたものでございます。条例名にある家庭的保育事業等とは、資料の(2)その他にありますように家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業のことを言い、0歳から2歳までの保育を提供しております。三次市で実施している事業は、事業所内保育事業が2件、小規模保育事業が2件で、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業の実施はございません。では、(1)一部改正内容についてご説明いたします。第7条の3第2項の改正は、官報に正誤表が掲載されたことに伴う改正です。第25条の改正は子供家庭庁が設置され、保育の所管が厚生労働省から内閣府に移管されたことに伴い、保育所保育指針のことを示す厚生労働大臣が定める指針を内閣総理大臣が定める指針に改正するものでございます。以上が主な改正内容となります。なお、施行日は公布の日からとします。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい、では質疑をお願いします。

○保実委員長 よろしいですか。はい、質疑がないようですので、以上で議案第112号の審査を終

わかります。

○保実委員長 次に、議案第113号三次市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。はい、松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第113号三次市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について、事前に配布しております説明資料に沿ってご説明申し上げます。今回の提案理由は、国の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、関係条例である三次市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。関係法令等につきましては、説明資料に記載の通りでございます。

本基準条例についても少しご説明いたします。認可を受けた施設及び事業が公的な財政支援の対象になるためには、市の確認を受ける必要がありますが、この確認のための施設及び事業の満たすべき基準を国の基準を踏まえて定めたものが本基準条例です。条例名の特定教育保育施設とは、資料3の（2）その他にありますように、保育所、幼稚園、認定子供園のうち市の確認を受けたものを、本市においては、保育所が2施設、認定子供園が1施設あります。また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業のうち、市の確認を受けたものを本市においては、事業所内保育事業が2件、小規模保育事業が2件ございます。では、3の改正内容についてご説明いたします。

まず、一つ目の第4条第2項他の改正につきましては、こども子育て支援法の条項改正により、法引用箇所の第19条第1項を第19条と改正するものです。

二つ目の第15条第1項第3号の改正は、学校教育法の条項改正により、法引用箇所の第25条を第25条第1項と改正するものです。

三つ目の第15条第1項第2号の改正は、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律、これはいわゆる認定子供園法のことですけれども、この条項ずれの改正により法引用箇所の第3条第11項を第3条第1項に改正するものでございます。

四つ目の第15条第1項第4号及び第44条の改正は、先ほどの議案第112号と同じ内容のもので、こども家庭庁が設置され保育の所管が厚生労働省から内閣府に移管されたことに伴い、厚生労働大臣が定める指針を内閣総理大臣が定める指針に改正するものです。

最後の目次第3章第6条第2項他の改正ですが条例には制定当初から国の基準と地区や表現の異なる箇所があります。間違いではございませんが、国の基準が毎年のように改正される状況を踏まえ、条例の改正漏れを防ぐために、国の基準に合わせ改正を行おうとするものです。

以上が、主な改正内容となります。なお、施行日は公布の日からといたします。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いします。ありませんか。ないようでしたら、以上で議案第113号の審査を終わります。

子育て支援部の皆さんありがとうございました。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちく

ださい。

(子育て支援部退室、教育委員会文化と学びの課入室)

○保実委員長 次に議案第114号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 それでは、議案第114号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。本案は入所希望者が増加した放課後児童クラブの教室を増設するため、関係条例である三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。その内容は、十日市放課後児童クラブと三良坂放課後児童クラブにそれぞれ1支援教室を増設しようとするものです。

十日市放課後児童クラブについては、現状、第1クラブを分散教室として1の1教室、1の2教室と分けていたものをそれぞれ十日市第1放課後児童クラブ、十日市第2放課後児童クラブとして実態に合わせた条例改正を行うものです。

三良坂放課後児童クラブについては、今年度になり、特に入所を希望される児童が増え今後も継続して入所を希望されることが見込まれるため、三良坂支所の2階の会議室を使用して、三良坂第2放課後児童クラブを新たに設置しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いします。はい、杉原委員。

○杉原委員 三良坂の児童放課後クラブなんですけど、一昨年、改修をしたじゃないですか。そのときには、こういった状況は考えてなかったのか、急にこの2年間で足りないくらいに増えたのか、ていうところが、もったいなかったというように思うんですけど、会議室は地べたというか土足のところではないかと思うんですけども、その部屋をそのまま土足で机、椅子を低くするか、設備の入れ替えとかもしながらやるのか、昼間は会議室のとして使って、夕方から放課後児童クラブとして使うのかをお伺いさせてください。

○保実委員長 はい、山西文化と学びの課長。

○山西文化と学びの課長 はい、三良坂支所の改修をに伴いまして三良坂放課後児童クラブを支所の二階へ移すということを令和元年から2年度について、今年の春から移動しておるところでございます。令和元年の時の入所児童がですね24人で、この、令和5年度の今年の4月の入所申し込み受けをさせていただいたのは47人ということで約倍にまで増えております。そこをもう少し見込めれば我々もよかったというところは反省するところではございますが、当時としてはここまで増えていくというふうには、想定できなかったという状況でございます。

現状といたしましては、静養するための畳の部分にクッションシート等を引くことによって、そこを使用しています。実際には、夏休みに58名の受け入れということがありました。その時点で今の三良坂放課後児童クラブでは、対応が難しいだろうということもありまして夏休みに臨時的にその会議室を使用して、受け入れを希望されることをお断りすることなく受け入れていこうということで、そうした臨時的な対応もしてございました。実質11月からも、この体制を今続けている状況でございます。この状況の中で、今、来年度以降も、おそらくこの状況は変わらないだろうというこ

とで、第2児童クラブとしていきたいということでございます。先ほど、地べたかというところでもありますけど、畳やクッションシートを敷いて対応している状況でございます。

○保実委員長 よろしいですか。杉原委員。

○杉原委員 これは僕が言ったって見込めなかったの、見込めなかったんでしょうけど、駅前の再開発の地域で家も建っている中で、本当にもったいない設計をしたなっていうふうに、思うんですけども、当時、山西課長は商工観光課の方へおられたので、俺に言うなよって思われるかもしれませんが、三次市としてやっぱり一貫性のある計画とか、未来を見た計画をこれから、しっかりと気を引き締めて連携をとっていただきたいと思っておりますけどいかがですか。

○保実委員長 はい、山西文化と学びの課長。

○山西文化と学びの課長 はい、引き続き、児童クラブに入所されたいというのは三良坂に限らず、ご希望が増えている状況もあろうかというふうに認識しておりますので、そういった先を見通した計画を設定して考えていかなければならないということは、改めて、我々も肝に銘じるところでございます。また放課後児童クラブについて1支援単位が40人が基本というところもございましたので、そういったところで設定をしてきた人数でもありますそういったところも踏まえながらですね、引き続き、児童に対してどのような環境としていくかというところは継続して考えて参りたいというふうに思います。

○保実委員長 はい、他にはいい、黒木委員。

○黒木委員 ちょっと、確認をしたいんですけど、放課後児童クラブというと大体子どもが授業が終了後に帰られても家におじいさんとかおばあさん、家族がおらない両親がおられない場合が、基準でなってると思うんですが、例えば、実際おられても、友達が行くので子どもと一緒に言われた場合ですね、これは特例として認められることができるのかどうかいうのを1点お聞きします。

○保実委員長 はい、山西文化と学びの課長。

○山西文化と学びの課長 はい、放課後児童クラブをご利用いただくときにですね、まず、ご両親が共働きで働かれているということがまず一つの要件としてありますので、ここで両親等がいらっしゃるのに、友達関係で行きたいからという特例は認めていない状況です。承諾している状況はありません。

○保実委員長 はい、黒木議員。

○黒木委員 そういう事実があるのを聞いたので、また、これは調べていただければと思います。はい、それは毎日かどうかわかりませんが、そういうことをお聞きしたのでですね。また、調べていただければと思います。

○保実委員長 はい、掛田委員。

○掛田委員 はい、内容についてはよく理解できました。当然ニーズに対応していかないというのは当然の責務だと私も思っています。少しそこで心配になってきているのは、当初予定してた状況をはるかに上回るような利用状況があったというような中で、人員配置、スタッフの人配ですよね、この辺りは、大丈夫なんだろうかというところを1点ほど確認させていただければと思います。

○保実委員長 はい、山西文化と学びの課長。

○山西文化と学びの課長 はい、常勤の支援員の確保というところは我々も苦慮してるところでございます。日々の支援員の方でも対応していただきながら、やっぱり子どもたちを見ていけるような体制づくりに努めているところでございます。その中で言うと例えば、土曜日は人数が少なくなる傾向がありますので、複数ある児童クラブは合同で1ヶ所で対応している。例えば今回ある十日市なども1ヶ所にしてやる。そうすると土曜日勤務できるちょっと余力のある支援員さんがいるそういう形で全体の中で応援をし合うというようなところも、対応してるところでございます。実際にコロナウイルスの罹患、インフルエンザの罹患であるということで支援員が急遽、どうしても休まざるをえなくなる場合ということも実態ありますのでそういった時も応援をしながら体制をとっているところでございます。来年度の募集をこれからかけていくところですから最終的にどういった人数がそれぞれの児童クラブで、申し込まれるかというのは、これからになるところですが、そこは支援員の確保に努めながら引き続き、児童保育の体制を整えていきたいというふうに考えております

○保実委員長 はい、他にありませんか。ないようでしたら、以上で議案第114号の審査を終わります。

ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(教育委員会文化と学びの課退室、学校教育課入室)

○保実委員長 次に、議案第115号三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例(案)を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 それでは、議案第115号三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例(案)についてご説明いたします。本案は、甲奴中学校寄宿舎の老朽化及び利用人数の減少により当該施設を閉鎖し、関係条例である三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止しようとするものがございます。添付資料の方をご覧ください。

本施設は、例年12月から2月末までの期間に甲奴中学校の冬期季節寮、清和寮として利用してきました。入寮は甲奴町太郎、抜湯、有田、宇賀の品と平木地区に居住する生徒及び通学距離が片道6キロ以上の生徒で、三次市教育委員会が特別な理由により通学困難と認める生徒が対象となっております。資料1として清和寮の位置図、資料2として見取り図、資料3として現況写真を添付しております。本施設は建設から約40年が経過し、老朽化により修繕の必要な箇所が多くございましたが、利用者の減少もあり、簡易な修繕を行ってまいりました。さらに、新型コロナウイルス感染症により令和2年度からは3年間、寮を閉鎖いたしました。今後も引き続き利用するためには、大規模な修繕を必要とする状況でございました。そのため、本年6月から清和寮保護者会と協議を重ね、令和5年度をもって甲奴中学校寄宿舎を廃止することといたしました。廃止に当たりましては、清和寮保護者会からいただいた要望に沿って、今年度に限り代替タクシーの運行を行い、また、通学路の危険箇所については、本市の通学路交通安全プログラムに基づき対策を進めて参ります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○保実委員長 はい、それでは、質疑をお願いします。はい、月橋委員。

○月橋委員 昔は、道路事情が悪くてですね通学するのに大変だったということもあって、かなり利用されてたとお聞きしますけど、今は、その辺が解消されてるので廃止するのはやむなしというふうに思います。2点お伺いします。まず、この駐車場にされるということですけども、その時期はいつごろになるかというところと、もう1点、宿舎の中を見させていただくと物品がかなりありまして厨房機器から、机、いす、暖房器具、布団、かなりのものがそのまま残ってる状態なんですけど、会派の先輩で、メルカリを非常に積極的にですね進めなさいという先輩議員がいらっしゃるんですが、物品の販売ということを予定されているのかどうなのかお伺いします。

○保実委員長 はい、中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 失礼します。寄宿舎の解体時期でございますけれども、本市の公共施設等総合管理計画の個別計画に沿いまして、来年度以降ですね設計、また、解体工事を行っていきたくと考えております。また、寄宿舎内の備品、物品でございますけれども、現在、調理器具でありますとか食器類、テーブル、いす、布団類等がございます。不要となるこれらの備品については、まず、甲奴中学校、そして他の市内の小中学校等で引き取りの希望を聞いて、使用できるものは引き続き活用をしていきたくと考えております。また、もう最終的に市として使用しない備品ということについては、関係課と協議をいたしまして、即売会でありますとかメルカリショップ等で販売していくことになろうかと考えます。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 取り壊しもかなりの金額がかかると思いますし、今すぐ、崩れて危ないっていう状況ではないと思うので、すぐのすぐにというふうにはいかないと思いますけども、計画的に駐車場の方にさせていただきたいと思います。物品の方は、他のところでも使われるところはあるとは思いますが、物品販売なんかも積極的にさせていただいて、町内であつたりとかメルカリであつたりというところでもですね皆さん興味もあるところですし、教育委員会の方でも積極的にやっていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○保実委員長 他にありませんか。ないようでしたら、以上で議案第115号の審査を終わります。次に、議案第120号工事請負契約の締結についてを審査いたします。提案理由の説明をお願いします。はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 それでは、議案第120号工事請負契約の締結についてご説明いたします。本案は、三次市立三次小学校改築工事、機械設備工事について、三次市三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により工事請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。資料の方ご覧ください。

その内容は、児童の良好な学習環境や生活環境の確保を図るため、老朽化した三次小学校の校舎改築に係る機械設備工事を実施するものでございます。一般競争入札を令和5年11月2日に執行し、1社による入札の結果、3億1,680万円で備北設備工業株式会社が落札いたしました。落札率は99.82%となっております。工事期間は、議決のあった日の翌日から令和7年8月29日までとしております。参考資料といたしまして、2枚目に三次小学校新校舎の配置図と平面図を添付しております。

工事の進捗でございますが、10月から仮校舎を建築しており、令和6年2月に仮校舎への引っ越しを予定しております。令和6年3月から既存校舎を解体し、令和6年7月から新校舎を建設し、令和7年8月に新校舎への引っ越しを行い、9月から供用開始をしたいと考えております。その後、仮校舎解体とグラウンドの整備を行う予定でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いします。はい、杉原委員。

○杉原委員 議案第120号、1社の応札という話でしたけれども、入札条件に適合した業者というのは、何社ある中で、この時期にこの状況で入札をかけられたのか。お伺いをしたいと思います。

○保実委員長 はい、中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 入札等につきましては、財政課の所管となりますけれども、本市の建設工事指名業者等選定に関する規定に基づきまして、指名業者選定委員会について要件等は決定しております。

また、機械設備工事につきましては、市内に本社、本店を有するもの、また入札参加資格者名簿の管工事に記載されているランクがAのもの、また管工事の平均完成工事高が1億4000万円以上あるもの等を要件といたしまして、単独企業では3社が入札対象となっております。また、共同企業体での参加も可能としておりまして、単独企業の3社も含めた7社が入札対象となっております。

○保実委員長 はい、杉原委員。単独で3社のJVで7社という中で議会運営委員会の時に桑田総務部長は、入札に対して全社手一杯で抱えている業務量的にも、一社しか応札が叶わなかったというようなことを言われたんですけれども最近、1社の応札というのが続いているような気がして予定価格ははじかれとるんですけれども、この落札した金額というのが、競争の原理が働いて適正な価格だったかどうかというのが、大変判断しにくい状況が続いているというふうに思うんですけれども、学校は、早く建てないといけないということで、入札の時期とずらせないというようなこともあったかと思っておりますけれども、このままだと、ずっと三次市内に工事が続いている以上、機械とか電気とか、そういうことが続いていくのかということ思うんですけど、これを教育委員会に聞くのいいかどうかというのはあるんですけれども、三次市の入札が入札として機能してないような、気がしてですね、心配なところがあるので、宮脇教育次長のご見解をお伺いしたいなと思っております。急がないといけないところがあるのでそうなるって言われればですが、予定価格を正しくはじいているので、予定価格以内なら当然、これが適正価格ですというふうにおっしゃられるんでしょうけれど、本来果たす入札の意義が失われてきているこの中山間地の人手不足、企業不足の状況の中で宮脇次長のご見解を伺います。

○保実委員長 杉原委員、所管が違うと思うんですが。宮脇次長の方で何か見解がありましたら端的にお願いします。はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 はい、先ほどおっしゃいましたように、やはり工期を設定しておりますし、特に学校の場合、子どもたちが使う施設でもありますので、適切な時期に引っ越しをしたいということもありまして、今のような時期に入札をさせていただいたということは一つございます。今の市全

体としての入札の考え方がどうなのかというところでございますけれども、おっしゃっていただいたように、私どもはその手続き的には、公平性が担保できるような手続きの仕方を行っていますし、積算の方も積算の根拠に基づいてやっています。もう一つ、やはり市内業者の皆様方にぜひ応札をしていただきたいという思いもございますので、入札制度の競争原理につきましては、担当部局の方の考えもあろうかと思っておりますけれども、時期的には、私どもは適切な時期にさせていただいたというふうには思っております。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 まあ、やむなしはわかるんですけど、今から十日市小学校、中学校という大物の話も教育委員会の部門としては出てこようかと思えます。その他もまた他の部署でも、大きい建物の改築とかもろもろ出てこようと思えますので、入札検討委員会の方で適正な時期に適正なことが行えるようなことも、ぜひご検討いただくよう入札検討委員会の方でご提言してみてください。お願いでございます。

○保実委員長 はい、他にありませんか。ないようでしたら、以上で議案第120号の審査を終わりたいと思えます。

次に、議案第121号工事請負契約の締結についてを審査いたします。提案理由の説明をお願いします。はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 はい、続きまして、議案第121号工事請負契約の締結についてご説明いたします。本案は、三次市立三次小学校改築工事、電気設備工事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて市議会の議決を求めようとするものでございます。資料の方をご覧ください。

その内容は、児童の良好な学習環境や生活環境の確保を図るため老朽化した三次小学校の校舎改築に係る電気設備工事を実施するものでございます。一般競争入札を令和5年11月2日に執行し、1社による入札の結果、2億3,650万円で三次電工株式会社が落札いたしました。落札率は99.31%となっております。工事期間は、議決のあった日の翌日から令和7年8月29日までとなっております。参考資料として、2枚目に新校舎の配置図と平面図を添付しております。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 質疑をお願いします。ありませんか。はい、ないようでしたら、以上で議案第121号の審査を終わります。教育委員会の皆さんありがとうございます。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開は、11時30分とします。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

○保実委員長 はい、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。それでは委員会審査報告書に沿って討論採決を行います。

これより、議案第110号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案110号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決するべきものと決しました。

次に、議案111号三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案113号三次市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案113号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例(案)の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決します。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号財産の無償譲渡及び無償貸付についての討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案119号を採決いたします。本案を原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号工事請負契約の締結についての討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第120号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

最後に、議案第121号工事請負契約の締結についての討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いをいたします。なお、ご意見は議案審査に関するものとしていただくようお願いをします。

はい、月橋委員。

○月橋委員 議案第119号なのですが、譲渡するまでに希望される修繕はできるだけ行うようにとすることを付け加えていただきたいと思います。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 過度な修繕は、無料で施設を譲渡するので、いらないと思います。

○保実委員長 国の補助金と市の補助金と一緒にあって、真水の部分は、今までの指定管理者が市の方へ毎年払っている使用料が120万円ぐらいあります。

○保実委員長 他に、黒木委員ありますか。どうぞ。

○黒木委員 はい、先ほどの意見で支払いも言われたんですけど国の補助が出る事業所になってるので、無償譲渡なんでもう必要ないんじゃないかと思います。

○黒木委員 無償譲渡ですから、受ける方が自分とこで直されるべきだと思います。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 120万も払わんでよくなるわけですから、今まで、払ったものも払わんでいい中

で、立派な建物が無償でいただけるということなので必要ないんじゃないかと思います。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 はい、私も10年以上と言っても、まだ経過年数は12年ぐらいの建物なんで資産価値としても十分かなりあるものを無償で譲渡するということを考えると、今後の修繕費云々計算したとしても、かなりのものを無償で譲渡することになると思いますので、私も最小限でいいのではと思います。

○保実委員 他に、ありませんか。それでは、今いろいろ意見が出ましたがこれは委員長報告の案文の方、正副委員長に一任させてください。

（「一任」と呼ぶ者あり）

○保実委員 ではそのようにさせていただき、後日、タブレットに入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月8日

教育民生常任委員会

委員長 保実 治